緊急時の情報をいち早くお知らせします
～公共情報コモンズ運用開始～

公共情報コモンズとは?

災害発生などの緊急時に、村民みなさんの安心・安全にかかわる情報をいち早く発信することを目的とした新たな情報提供のための基盤です。

情報を発信する「情報発信者（地方自治体など）」と、その情報を住民に伝える「情報伝達者（放送事業者・通信関連事業者など）」がこの情報基盤を利用することによって、効果的な情報伝達を実現しました。

いつでもどこでも情報入手が可能!

発信された情報は、全国の情報伝達者に一斉に配信され、住民はテレビやラジオ、携帯電話、インターネットなど様々なメディアを通じてリアルタイムに情報を入手することが可能となります。

地上デジタル放送を利用する場合

NHKなどのデータ放送（防災情報）をご覧ください。

インターネットを利用する場合

Yahoo！JAPANホームページ＞Yahoo！天気・災害＞避難情報をご覧ください。

スマートフォンを利用する場合

Yahoo！防災速報（無料アプリ）をダウンロードしてご利用ください。

▶Yahoo！防災速報のダウンロードはこちらから

▶ヤフー・防災速報のイメージ画像

【問い合わせ先】　総務課総務班　☎６４－１４７６

障がいに関する相談は「相談支援事業所」へ

相談支援事業所は、障がいのある方や家族からの相談に応じて、情報提供、福祉サービスの提供及び利用支援、関係機関との調整を行う窓口です。お気軽にご相談ください。

相談支援事業 浦田の里

対象：身体障がい・知的障がい・障がい児
難病
住所：村上市岩船231－1
電話：５３－３６７３
受付：月～金曜日　９時～17時

地域生活支援センター はまなす

対象：身体障がい・知的障がい・精神障がい
住所：村上市瀬波中町10－1
電話：５０－７１０４
受付：金・土曜日を除く毎日　８時～17時

村の障がい者相談員を紹介します

障がい者などの福祉に関する相談に応じ、情報提供及び助言、村との連絡調整を行います。

▶新野サヨさん（右）
新野タカ子さん（左）

相談先：地域活動支援センターさくら工房
☎64－1400

学校からのお知らせ

今月は関川中学校からの紹介

平成26年度 九の郷ウォーキング

一緒に気持ちいい汗を流しませんか

昨年から始めた九の郷ウォーキングを開催します。生徒の心身を鍛えることとお互いに協力し合い、励まし合うことを目的に実施します。全長23.5㎞のコースを全校生徒で歩きます。

【日時】５月17日(土)
※雨天の場合18日(日)に延期
８：30関川中学校スタート、
16時の最終完歩をめざします。

【コース】
関川中→上関地下道→温泉橋→土手→「ゆうあい」裏→滝原→小見→松ヶ丘入口→松ヶ丘同心舎→鉈打峠→深沢→女川農村公園→小和田集落開発センター→蕨野→蕨野入口→JA倉庫→宮ノ前Ａコープ→高田ふるさと会館→高田橋土手→橋場→南赤谷→勝蔵→学校

【お願い】
◎囲んである場所のトイレを借用させてください。
◎１日かけて村内を歩きますので、生徒を見かけたら、ぜひ声援をお願いします。

参加者募集中！
◎生徒と一緒に歩いてみたい方は、関川中学校（☎６４－1063　担当：中西）まで連絡ください。

サーベイメーターによる放射線測定結果
（一般的な安全基準は0.16マイクロシーベルト以下）

【単位:マイクロシーベルト／毎時】

《測定月日　4月11日》

測定場所		測定値		測定時間	天候
		地上10cm	地上1.0m		
下関	下関保育園	0.080	0.077	15:15	曇り
	関川小学校	0.087	0.080	15:30	〃
	関川中学校	0.083	0.080	16:15	〃
	関川村役場	0.070	0.070	16:30	〃
	運動公園	0.090	0.083	15:45	〃
上関	ゆ～む	0.087	0.063	16:00	〃
四ヶ字	辰田新集落センター	0.087	0.077	12:00	〃
霧出	大島保育園	0.093	0.073	10:00	〃
七ヶ谷	安角ふれあい自然の家	0.087	0.070	13:15	曇り時々雨（雪）
	大石ダム	0.120	0.110	13:30	〃
九ヶ谷	金丸ふれあい自然の家	0.090	0.077	14:30	〃
	鷹の巣温泉駐車場	0.093	0.070	14:00	〃
川北	川北ふれあい自然の家	0.100	0.080	11:45	曇り
	高田ふるさと会館	0.083	0.067	10:15	〃
湯沢	高瀬ふるさと会館	0.077	0.070	15:00	〃
女川	女川保育園	0.080	0.067	10:40	〃
	中束集落センター	0.103	0.083	11:20	〃
測定結果	最大値	0.120	0.110		
	最小値	0.070	0.063		
	平均値	0.089	0.076		

野焼きは禁止されています！

ダイオキシン類排出抑制と廃棄物の適正処理の観点から、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』が改正され、一部の例外を除き廃棄物を焼却することの禁止（野焼き禁止）と、廃棄物焼却炉の構造基準が強化されました。このためほとんどの小型焼却炉が、平成14年12月１日から使用禁止になりました。

廃棄物の野焼きは原則として禁止され、違反すると５年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はその併科に処せられます。

【問い合わせ先】
建設環境課水道環境班　☎６４－１４７９